

○日野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成17年6月28日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、日野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年条例第20号。以下「条例」という。)の規定に基づき、市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等について必要な事項を定めるものとする。

(申請書等)

第2条 条例第3条に規定する規則で定める申請書等は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者指定申請書(第1号様式)
- (2) 管理を行おうとする公の施設における事業計画に関する書類
- (3) 経営の状況等当該団体の概要を説明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(選定委員会)

第3条 市長は、条例第4条の規定による指定管理者の候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定委員会を設置するものとする。

2 前項に規定する選定委員会の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指定の通知)

第4条 条例第6条第1項の規定による通知は、指定管理者指定決定通知書(第2号様式)を交付することにより行うものとする。

(告示する事項)

第5条 条例第6条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者として指定した法人その他の団体の名称及び所在地
- (2) 当該指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- (3) 当該指定管理者の指定の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書)

第6条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書(以下「事業報告書」という。)を作成し、市長に提出し

なければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

- (1) 管理の業務の実施状況
- (2) 管理の業務を行う公の施設の利用状況
- (3) 料金収入の実績(指定管理者の収入として収受させている場合に限る。)
- (4) 管理に要する経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が指定する事項

(指定の取消し等)

第7条 市長は、条例第11条第1項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命ずるときは、指定の取消しについては指定取消通知書(第3号様式)により、管理の業務の停止命令については業務停止命令書(第4号様式)により当該指定管理者に通知するものとする。

2 市長は、条例第11条第1項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 当該指定管理者の名称及び所在地
- (2) 当該指定の取消し又は管理の業務の停止命令の対象となる公の施設の名称
- (3) 指定を取り消した日
- (4) 管理の業務の停止の期間(当該業務の全部又は一部の停止を命じたときに限る。)
- (5) 停止を命じた管理の業務の範囲(当該業務の一部の停止を命じたときに限る。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 指定管理者は、第1項の規定による指定の取消しの通知を受けたときは、当該通知を受けた日(以下「通知日」という。)から起算して30日以内に通知日の属する年度の4月1日(条例に基づく指定管理者としての指定の日が、当該年度の4月2日以降の場合は、当該日から通知日までに係る事業報告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。